

<p>第六条 前項の場合においては、申請書及び関係図面の写しをガス工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長に提出しなければならない。</p> <p>第七条 液化ガス用貯槽（不活性の液化ガス用のもの、貯蔵能力が三トン未満のもの及び地盤面下に全部埋設されたものを除く。）の相互間、地盤面下に全部埋設された液化ガス用貯槽（不活性の液化ガス用のものを除く。）の相互間、一部のガスホルダー（最高使用圧力が高圧のものであつて貯蔵能力が三百立方メートル以上のものに限る。）と他のガスホルダーとの相互間及び液化ガス用貯槽（不活性の液化ガス用のもの、貯蔵能力が三トン未満のもの及び地盤面下に全部埋設されたものを除く。）とガスホルダー（最高使用圧力が高圧のものに限る。）との相互間には、ガス又は液化ガスが漏えいした場合の災害の発生を防止するために、保安上必要な距離を有しなければならない。</p> <p>第八条 大容量移動式ガス発生設備（移動式ガス発生設備（移動式ガス発生設備であつて貯蔵能力が液化ガスの場合百キログラム、圧縮ガスの場合三十立方メートルを超えるものをいう。第八条において同じ。）による供給を行う場合にあつては、ガス又は液化ガスが漏えいした場合の災害の発生を防止するため、他の移動式ガス発生設備に対し、保安上必要な距離を有しなければならない。</p> <p>（保安区画）</p> <p>第七条 特定事業所における高圧のガス又は液化ガスを通ずるガス工作物（配管及び導管を除く。以下この条において「高圧のガス工作物等」という。）は、ガス又は液化ガスが漏えいした場合の災害の発生を防止するために、設備の種類及び規模に応じ、保安上必要な距離を有して設置し、かつ、高圧のガス工作物等（当該高圧のガス工作物等と一体となつて製造の用に供する中圧又は低圧のガスを通ずるガス工作物を含む。）相互間は、保安上必要な距離を有しなければならない。</p> <p>（消防火設備）</p> <p>第八条 製造所若しくは供給所に設置するガス若しくは液化ガスを通ずるガス工作物又は大容量移動式ガス発生設備には、その規模に応じて、適切な消防火設備を適切な箇所に設けなければならない。</p> <p>（ガスの滞留防止）</p> <p>第九条 ガス又は液化ガスを通ずるガス工作物を設置する室（製造所及び供給所に存するものに限らない。）</p>
--

<p>第十一条 製造所若しくは供給所に設置するガス若しくは液化ガスを通ずるガス工作物又は移動式ガス発生設備の付近に設置する電気設備は、その設置場所の状況及び当該ガス又は液化ガスの種類に応じた防爆性能を有するものでなければならぬ。</p> <p>（火気設備との距離）</p> <p>第十二条 製造所若しくは供給所に設置するガス（低圧のものであつて地表面に滞留するおそれのないものを除く。以下この条において同じ。）若しくは液化ガスを取り扱うものを除く。以下この条において同じ。）又は移動式ガス発生設備は、当該ガス工作物又は当該移動式ガス発生設備からガス又は液化ガスが漏えいした場合の火災等の発生を防止するため、その外側から火気を取り扱う設備（当該ガス工作物又は当該移動式ガス発生設備と一体となつて製造又は供給の用に供するものを除く。）に対し適切な距離を有しなければならない。</p> <p>（静電気除去）</p> <p>第十三条 液化ガスを通ずるガス工作物には、当該ガス工作物に生ずる静電気を除去する措置を講じなければならない。ただし、当該静電気によりガスに引火するおそれがない場合にあっては、この限りでない。</p>
--

<p>第十四条 次の各号に掲げるガス工作物の主要材料は、最高使用温度及び最低使用温度において材料に及ぼす化学的及び物理的影响に対し、設備の種類、規模に応じて安全な機械的性質を有するものでなければならない。</p> <p>一 ガス発生設備（石炭を原料とするものを除く。）及びガス精製設備に属する容器（第四号に掲げるものを除く。）及び管のうち、内面に零パスカルを超える圧力を受ける部分</p> <p>二 ガスホルダーのガスを貯蔵する部分</p> <p>三 附帶設備であつて製造設備に属する次のイ</p>

<p>四 から二までに掲げるもの</p> <p>イ 液化ガス用貯槽</p> <p>ロ 冷凍設備に属する容器及び管のうち、冷媒ガスを通ずる部分</p> <p>ハ 容器及び管（イ又はロに係るもの）を除く。） であつて、内面に零パスカルを超える圧力を受ける部分（不活性のガスによる圧力を受ける部分にあっては、一メガパスカル以上）のうち、液化ガス用貯槽に属する容器及び管のうち、冷媒ガスを通ずる部分</p> <p>二 配管（冷凍設備に属するガスホルダー） であつて、内面に零パスカルを超える圧力を受ける部分（不活性のガスによる圧力を受ける部分にあっては、一メガパスカル以上）のうち、液化ガス用貯槽に属する容器及び管のうち、冷媒ガスを通ずる部分</p> <p>三 附帶設備であつて製造設備に属する次のイ から二までに掲げるもの</p> <p>カ ラニ 一二メガパスカル以上の圧力を受ける部分</p> <p>二 ガスホルダー 一二メガパスカル以上の圧力を受ける部分</p> <p>一 ガス発生設備及びガス精製設備に属する容器（第四号に掲げるものを除く。）及び管のうち、内面に零パスカルを超える圧力を受ける部分又はガスを通ずるものであつて内面に〇・二メガパスカル以上の圧力を受ける部分</p> <p>六 一二メガパスカル以上の圧力を受ける部分</p> <p>七 一二メガパスカル以上の圧力を受ける部分</p> <p>八 一二メガパスカル以上の圧力を受ける部分</p> <p>九 整圧器に取り付けるガス加温装置（労働安</p>
--

八 製造所以外に施設されるガスを通ずる容器
(移動式ガス発生設備に係るものを除く。)であつて、内面に○・二メガパスカル以上の圧力を受ける部分

九 製造設備以外のガスを通ずる配管(整圧器の短絡管を含む。)であつて、埋設されてい る部分又は内面に○・二メガパスカル以上の圧力を受ける部分(不活性のガスによる圧力を受ける部分にあつては、「一メガパスカル以上」の上圧力を受ける部分に限る。)

十 整圧器に取り付けるガス加温装置のガスを通する配管

十一 昇圧供給装置の耐圧部分

2 ガス工作物のうち、耐圧部分及び液化ガスを通ずる部分は、適切な方法により耐圧試験を行つたときにこれに耐えるものでなければならぬ。ただし、次の各号に掲げるものにあつては、この限りでない。

一 溶接により接合された導管(前項第七号に掲げるものを除く。)及びその附属設備であつて、非破壊試験を行つたときこれに合格したもの

二 延長が十五メートル未満の最高使用圧力が

ガス工作物のうち、耐圧部分又は液化ガスを通ずる部分であつて、内面に零パスカルを超える圧力を受ける部分の溶接された部分は、溶込みが十分で、溶接による割れ等で有害な欠陥がないか、かつ、設計上要求される強度以上の強度で害なひずみが生じないものでなければならぬ。

第十六条

ガス工作物のガス又は液化ガスを通ずる部分であつて、内面に零パスカルを超える圧力を受ける部分の溶接された部分は、溶込みが十分で、溶接による割れ等で有害な欠陥がないか、かつ、設計上要求される強度以上の強度で害なひずみが生じないものでなければならぬ。

第十七条

ガス工作物のガス又は液化ガスを通ずる部分であつて、内面に零パスカルを超える圧力を受ける部分の溶接された部分は、溶込みが十分で、溶接による割れ等で有害な欠陥がないか、かつ、設計上要求される強度以上の強度で害なひずみが生じないものでなければならぬ。

第十八条

ガス精製設備、ガスホルダー、配送機、圧送機及び附帯設備であつて製造設備に属するものは、ガス又は液化ガスを通ずる設備の損傷を防止するため使用の状態を計測又は確認できる適切な装置を設けなければならない。

第十九条

ガス発生設備(移動式ガス発生設備を除く。)、ガス精製設備、ガスホルダー、配送機、圧送機及び附帯設備であつて製造設備に属するものは、ガス又は液化ガスを通ずる設備の損傷を防止するため使用の状態を計測又は確認できる適切な装置を設けなければならない。

第二十条

ガス精製設備、ガスホルダー、配送機、圧送機及び附帯設備であつて製造設備に属するものは、ガス又は液化ガスを通ずる設備の損傷に至るおそれのある状態を検知し警報するため使用の状態を計測又は確認できる適切な装置を設けなければならない。

第二十一条

ガス精製設備、ガスホルダー、配送機、圧送機及び附帯設備であつて製造設備に属するものは、ガス又は液化ガスを通ずる設備の損傷に至るおそれのある状態を検知し警報するため使用の状態を計測又は確認できる適切な装置を設けなければならない。

第二十二条

ガスの使用者及びガスを供給する事業を営む者に供給されるガス(ガスを供給する事業を営む者に供給されるものにあつては、低圧により供給されるものに限る。)は、容易に臭気によるガスの感知ができるよう、付臭されないなければならない。ただし、準用事業者は安全弁は、作動時に安全弁から吹き出されるガスによる障害が生じないよう施設しなければならない。

第二十三条

ガス工作物を安全に制御できるものでなければならない。

第二十四条

特定事業所に設置する計器室(ガス工作物を制御するための機器を集中的に設置している室をいう。)は、緊急時においても当該ガス工作物を安全に制御できるものでなければならない。

第二十五条

特定事業所に設置する高圧のガス若しくは液化ガスを通ずるガス工作物又は当該ガス工作物に係る計装回路には、当該設備の態様に応じ、保安上重要な箇所に、適切なインターロック機構を設けなければならない。

第二十六条

外部強制潤滑油装置を有する排送機又は圧送機には、当該装置の潤滑油圧が異常に低下した場合に、自動的に他の潤滑油装置を作動させ、又は自動的に排送機若しくは圧送機を停止させる装置を設けなければならない。

第二十七条

第一項に規定するガス工作物であつて、水噴霧装置又はこれと同等以上の防火上及び消火上有効な能力を有する設備を設けた液化ガス用貯槽については、第六条第七項(液化ガス用貯槽

(安全弁)
ガス発生設備、ガス精製設備、ガスホルダー及び附帯設備(液化ガス用貯槽及び冷凍設備を除く。)であつて製造設備に属するもの

(容器に限る。)であつて、最高使用圧力が高圧のもの若しくは中圧のもの又は液化ガスを通ずる部分の溶接された部分は、溶込みが十分で、溶接による割れ等で有害な欠陥がないか、かつ、設計上要求される強度以上の強度で害なひずみが生じないようなものでなければならぬ。

(付臭措置)
ガスの使用者及びガスを供給する事業を営む者に供給されるガス(ガスを供給する事業を営む者に供給されるものにあつては、低圧により供給されるものに限る。)は、容易に臭気によるガスの感知ができるよう、付臭されなければならない。ただし、準用事業者は安全弁は、作動時に安全弁から吹き出されるガスによる障害が生じないよう施設しなければならない。

(安全弁)
ガス工作物に有害なひずみが生じないように設置された構造物上に設けられた高圧のガス又は液化ガスを通ずるガス工作物を除く。)の基礎の構造は、不等沈下等により当該ガス工作物に有効なひずみが生じないようなものでなければならぬ。

要な設備には、停電等により当該設備の機能が失われることのないよう適切な措置を講じなければならない。

(付臭措置)

特定事業所に設置する計器室(ガス工作物を制御するための機器を集中的に設置している室をいう。)は、緊急時においても当該ガス工作物を安全に制御できるものでなければならない。

(経過措置)

特定事業所に設置する高圧のガス若しくは液化ガスを通ずるガス工作物又は当該ガス工作物に係る計装回路には、当該設備の態様に応じ、保安上重要な箇所に、適切なインターロック機構を設けなければならない。

(付臭措置)

外部強制潤滑油装置を有する排送機又は圧送機には、当該装置の潤滑油圧が異常に低下した場合に、自動的に他の潤滑油装置を作動させ、又は自動的に排送機若しくは圧送機を停止させる装置を設けなければならない。

(付臭措置)

第一項に規定するガス工作物であつて、水噴

霧装置又はこれと同等以上の防火上及び消火上有効な能力を有する設備を設けた液化ガス用貯

槽については、第六条第七項(液化ガス用貯槽

三

ガス工作物のうち、耐圧部分及び液化ガスを通ずる部分は、適切な方法により耐圧試験を行つたときにこれに耐えるものでなければならぬ。

四

ガス工作物のうち、耐圧部分及び液化ガスを通ずる部分は、適切な方法により耐圧試験を行つたときにこれに耐えるものでなければならぬ。

五

ガス工作物のうち、耐圧部分及び液化ガスを通

六

ガス工作物のうち、耐圧部分及び液化ガスを通

七

ガス工作物のうち、耐圧部分及び液化ガスを通

八

ガス工作物のうち、耐圧部分及び液化ガスを通

九

ガス工作物のうち、耐圧部分及び液化ガスを通

十

ガス工作物のうち、耐圧部分及び液化ガスを通

十一

ガス工作物のうち、耐圧部分及び液化ガスを通

十二

ガス工作物のうち、耐圧部分及び液化ガスを通

十三

ガス工作物のうち、耐圧部分及び液化ガスを通

十四

ガス工作物のうち、耐圧部分及び液化ガスを通

十五

ガス工作物のうち、耐圧部分及び液化ガスを通

十六

ガス工作物のうち、耐圧部分及び液化ガスを通

十七

ガス工作物のうち、耐圧部分及び液化ガスを通

十八

ガス工作物のうち、耐圧部分及び液化ガスを通

十九

ガス工作物のうち、耐圧部分及び液化ガスを通

二十

ガス工作物のうち、耐圧部分及び液化ガスを通

二十一

ガス工作物のうち、耐圧部分及び液化ガスを通

二十二

ガス工作物のうち、耐圧部分及び液化ガスを通

二十三

ガス工作物のうち、耐圧部分及び液化ガスを通

二十四

ガス工作物のうち、耐圧部分及び液化ガスを通

二十五

ガス工作物のうち、耐圧部分及び液化ガスを通

二十六

ガス工作物のうち、耐圧部分及び液化ガスを通

二十七

ガス工作物のうち、耐圧部分及び液化ガスを通

二十八

ガス工作物のうち、耐圧部分及び液化ガスを通

二十九

ガス工作物のうち、耐圧部分及び液化ガスを通

三十

ガス工作物のうち、耐圧部分及び液化ガスを通

三十一

ガス工作物のうち、耐圧部分及び液化ガスを通

三十二

ガス工作物のうち、耐圧部分及び液化ガスを通

三十三

ガス工作物のうち、耐圧部分及び液化ガスを通

三十四

ガス工作物のうち、耐圧部分及び液化ガスを通

三十五

ガス工作物のうち、耐圧部分及び液化ガスを通

三十六

ガス工作物のうち、耐圧部分及び液化ガスを通

三十七

ガス工作物のうち、耐圧部分及び液化ガスを通

三十八

ガス工作物のうち、耐圧部分及び液化ガスを通

三十九

ガス工作物のうち、耐圧部分及び液化ガスを通

四十

ガス工作物のうち、耐圧部分及び液化ガスを通

四十一

ガス工作物のうち、耐圧部分及び液化ガスを通

四十二

ガス工作物のうち、耐圧部分及び液化ガスを通

四十三

ガス工作物のうち、耐圧部分及び液化ガスを通

四十四

ガス工作物のうち、耐圧部分及び液化ガスを通

四十五

ガス工作物のうち、耐圧部分及び液化ガスを通

四十六

ガス工作物のうち、耐圧部分及び液化ガスを通

四十七

ガス工作物のうち、耐圧部分及び液化ガスを通

四十八

ガス工作物のうち、耐圧部分及び液化ガスを通

四十九

ガス工作物のうち、耐圧部分及び液化ガスを通

五十

ガス工作物のうち、耐圧部分及び液化ガスを通

五十一

ガス工作物のうち、耐圧部分及び液化ガスを通

五十二

ガス工作物のうち、耐圧部分及び液化ガスを通

五十三

ガス工作物のうち、耐圧部分及び液化ガスを通

五十四

ガス工作物のうち、耐圧部分及び液化ガスを通

五十五

ガス工作物のうち、耐圧部分及び液化ガスを通

五十六

ガス工作物のうち、耐圧部分及び液化ガスを通

五十七

ガス工作物のうち、耐圧部分及び液化ガスを通

五十八

ガス工作物のうち、耐圧部分及び液化ガスを通

五十九

ガス工作物のうち、耐圧部分及び液化ガスを通

六十

ガス工作物のうち、耐圧部分及び液化ガスを通

六十一

ガス工作物のうち、耐圧部分及び液化ガスを通

六十二

ガス工作物のうち、耐圧部分及び液化ガスを通

六十三

ガス工作物のうち、耐圧部分及び液化ガスを通

六十四

ガス工作物のうち、耐圧部分及び液化ガスを通

六十五

ガス工作物のうち、耐圧部分及び液化ガスを通

六十六

ガス工作物のうち、耐圧部分及び液化ガスを通

六十七

ガス工作物のうち、耐圧部分及び液化ガスを通

六十八

ガス工作物のうち、耐圧部分及び液化ガスを通

六十九

ガス工作物のうち、耐圧部分及び液化ガスを通

七十

ガス工作物のうち、耐圧部分及び液化ガスを通

七十一

ガス工作物のうち、耐圧部分及び液化ガスを通

七十二

ガス工作物のうち、耐圧部分及び液化ガスを通

七十三

ガス工作物のうち、耐圧部分及び液化ガスを通

七十四

ガス工作物のうち、耐圧部分及び液化ガスを通

七十五

ガス工作物のうち、耐圧部分及び液化ガスを通

七十六

ガス工作物のうち、耐圧部分及び液化ガスを通

七十七

ガス工作物のうち、耐圧部分及び液化ガスを通

七十八

ガス工作物のうち、耐圧部分及び液化ガスを通

七十九

ガス工作物のうち、耐圧部分及び液化ガスを通

八十

ガス工作物のうち、耐圧部分及び液化ガスを通

八十一

ガス工作物のうち、耐圧部分及び液化ガスを通

の相互間に係る規定に限る。) の規定は、適用しない。

4 第一項に規定するガス工作物については、第

七条の規定は、適用しない。

(ガス製造事業の届出に伴う措置)

第二十四条の二 高圧ガス保安法の規定に基づき設置された液化ガス貯蔵設備等は、ガス事業法第八十六条第一項の規定による届出があったときに、この省令で定める技術上の基準に適合しているものとみなす。

第二章 特定ガス発生設備以外のガス発生設備等

(低圧ガス発生設備等の圧力上昇防止装置)

第二十五条 ガス発生設備(最高使用圧力が低圧ガス発生設備及び液化ガスを通ずるものと除く)及びガス精製設備(最高使用圧力が低圧ガス精製設備のものに限る。)であつて過圧が生ずるおそれのあるものには、その圧力を逃がすために適切な圧力上昇防止装置を設けなければならない。

(遮断装置)

第二十六条 製造設備(ガスホルダー、液化ガス用貯槽及び特定ガス発生設備を除く。)には、使用中に生じた異常による災害の発生を防止するため、その異常が発生した場合にガス又は液化ガスの流出及び流入を速やかに遮断することができる適切な装置を適切な箇所に設けなければならない。

(緊急停止装置)

第二十七条 ガス(不活性のガスを除く。)を発生させる設備(特定ガス発生設備及び移動式ガス発生設備を除く。)は、使用中に生じた異常による災害の発生を防止するため、その異常が発生した場合に迅速かつ安全にガスの発生を停止し、又は迅速かつ安全にガスを処理することができるものでなければならぬ。

2 移動式ガス発生設備には、使用中に生じた異常による災害の発生を防止するため、その異常が発生した場合に迅速かつ安全にガスの発生を停止することができるものでなければならぬ。

(移動式ガス発生設備の設置等)

第二十八条 移動式ガス発生設備は、ガス又は液化ガス(不活性のものを除く。)が漏えいした

場合の火災等の発生を防止するため、適切な場所に設置し、容易に移動又は転倒しないよう

に適切な措置が講じなければならない。

(ガスホルダーの遮断装置)

第三十三条 ガスホルダーのガスを送り出し、又は受け入れるために用いられる配管には、ガスが漏えいした場合の災害の発生を防止するため、ガスの流出及び流入を速やかに遮断することができる適切な装置を講じなければならない。

(冷凍設備の圧力上昇防止装置)

第二十九条 冷凍設備のうち冷媒ガスの通ずる部分であつて過圧が生ずるおそれのあるものには、その圧力を逃がすために適切な圧力上昇防止装置を設けなければならない。この場合において、当該圧力上昇防止装置は、その作動時に限り、特定ガス発生設備並びに移動式ガス発生設備及び液化ガスを通ずるものと除く)及びガス精製設備(最高使用圧力が低圧ガス精製設備のものに限る。)であつて過圧が生ずるおそれのあるものには、その圧力を逃がすために適切な圧力上昇防止装置を設けなければならない。

(ガスの逆流防止)

第三十条 ガスの通ずる部分に直接液体又は気体を送入する装置を有する製造設備(移動式ガス発生設備を含む。)は、送入部分を通じてガスが逆流することによる設備の損傷又はガスの大気への放出を防止するため逆流が生じない構造のものでなければならない。

(気化装置の構造)

第三十一条 液化ガス(不活性のものを除く。)を氣化する装置(以下この条において「気化装置」という。)は、直火で加熱する構造のものであつてはならない。

2 熱部の温水が凍結するおそれのあるものには、これを防止する措置を講じなければならない。

3 気化装置又はそれに接続される配管等には、講じなければならない。ただし、気化装置から液化ガスの流出を考慮した設計である場合は、この限りでない。

(液化ガス用貯槽の遮断装置)

第三十二条 ガスホルダーである、凝縮液によ

り機能の低下又は損傷のおそれがあるものに

は、ガスホルダーの凝縮液を抜く装置を設けな

ければならない。

(ガスホルダーの構造)

第三十三条 ガスホルダーであつて、凝縮液によ

り機能の低下又は損傷のおそれがあるものに

は、ガスホルダーの凝縮液を抜く装置を設けな

ければならない。

2 ガスを貯蔵する部分の体積を変化させる方

する機構に起因して、ガスを貯蔵する機能が損

なわれないよう適切な措置を講じなければならない。

(防液堤)

第三十四条 液化ガス用貯槽(不活性の液化ガス用のものを除く。)及びガスホルダー又はこれらの付近には、その外部から見やすいように液化ガス用貯槽又はガスホルダーである旨の表示をしなければならない。

(液化ガス用貯槽の安全弁等)

第三十五条 液化ガス用貯槽であつて過圧が生じるおそれのあるものには、その圧力を逃がすために適切な安全弁を設けなければならない。この場合において、当該安全弁は、その作動時に安全弁から吹き出されるガスによる障害が生じないよう施設しなければならない。

(液化ガス用貯槽)

第三十六条 液化ガス用貯槽(不活性の液化ガスの気相部における通常の使用状態での圧力が零度以下の液化ガスを零度以下又は当該液化ガスの気相部における通常の使用状態での圧力が一メガパスカル以下の液体の状態で貯蔵するための貯槽をいう。)には、負圧による破壊を防止するため、適切な措置を講じなければならない。ただし、不活性の液化ガス用のものにあつては、この限りでない。

(液化ガス用貯槽の遮断装置)

第三十七条 液化ガス用貯槽(埋設された液化ガス用貯槽にあっては、その埋設された部分を除く。)又は最高使用圧力が高圧のガスホルダー及びこれらの支持物は、当該設備が受けるおそれのある熱に対し十分に耐えるものとし、又は構成される構造のものであること。

2 集合装置の部分には一の系統の容器から發生するガスの圧力が供給に支障のある圧力以

性の液化ガス用貯槽の周辺にないものは、この限りでない。

(防液堤)

第三十八条 液化ガス用貯槽(不活性の液化ガス用のものを除く。)には、当該貯槽からの液化ガスが漏えいした場合の災害の発生を防止するため適切な防液堤を設置しなければならない。ただし、貯蔵能力が千トン(特定事業所に設置されるものにあつては五百トン)未満のもの及び埋設された液化ガス用貯槽であつて、当該貯槽の内の液化ガスの最高液面が盛土の天端面以下にあり、かつ、当該貯槽の液化ガスの最高液面以下の部分と周囲の地盤との間に空隙がないものは、この限りでない。

前項の防液堤の外側から防災作業のために必要な距離の内側には、液化ガスの漏えい又は火災等の拡大を防止する上で支障のない設備以外の設備を設置してはならない。

(貯槽の防食措置)

第三十九条 液化ガス用貯槽(不活性の液化ガス用のものを除く。)の埋設された部分には、設置された状況により腐食を生ずるおそれがある場合には、当該設備の腐食を防止するための適切な措置を講じなければならない。

(経過措置)

第四十条 第二十四条第一項に規定するガス工作物については、同項に定める日から二年間は、第三十八条の規定は、特定事業所に係る部分に限り、適用しない。

(経過措置)

2 第二十四条第一項に規定するガス工作物に対する第三十三条及び第三十六条の規定の適用については、同項に定める日から二年間は、なお従前の例による。

(構成等)

第四十一条 特定ガス発生設備(容器に附属する

気化装置内においてガスを発生させるものを除く。以下この項において同じ。)は、次の各号に適合するものでなければならない。ただし、

特定製造所において容器に充てんすることができる特定ガス発生設備であつて、当該容器の液化ガス量を確認できる装置を設けたものは、こ

の限りでない。

1 容器の部分は、集合装置により連結され

る同一のガス発生能力を有する二系統の容器で

構成される構造のものであること。

2 集合装置の部分には一の系統の容器から發

生するガスの圧力が供給に支障のある圧力以

ガス工作物の部分	度	検査の頻	上	四年以	日以	四年以	日以
(1) 本支管からガス栓までの間に絶縁措置が講じられており当該絶縁措置が講じられた部分からガス栓までの間に一回以上でプラスチックにて被覆された部分	設	度	設	設	設	設	設
(2) 特定管理管であつてガス（五 C、L ₁ 、L ₂ 又はL ₃ ）のガスグループに属するものであつて一酸化炭素を	設	設	設	設	設	設	設

3	(3) (1) 又は(2)に掲げる部分以外の部分	特定地下街等又は特定地下室等にガスを供給する導管(第一項に規定する導管の部分を除く。)、ガスマーティーコック、ガスマーティー及びガス栓は、次の表の上欄に掲げるガス工作物の部分ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる頻度で、適切な方法により検査を行い、漏えいが認められなかつたものでなければならぬ。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。	埋設の日以後四年に一回以上
4	第一項から前項までに規定する検査を、前回の検査の日から次に掲げる期間を経過した日(以下この項において「基準日」という)前四月以内の期間に行つた場合にあつては、基準日において当該検査を行つたものとみなす。	(1) 第一項の表(1)若しくは(2)、第二項の表(2)又は前項の表に規定する検査	第一項の表(1)若しくは(2)、第二項の表(2)又は前項の表に規定する検査

（導管の設置場所）

第五十二条 最高使用圧力が高圧の導管は、建物の内部又は基礎面下（当該建物がガスの供給に係るものを除く。）に設置してはならない。

特定地下街等又は特定地下室等にガスを供給する導管は、適切な方法により設置された適切なガス漏れ警報設備の検知区域（当該ガス漏れ警報設備の検知器がガス漏れを検知することができる区域をいう。）において、当該特定地下街等又は当該特定地下室等の外壁を貫通するように設置しなければならない。

最高使用圧力が中圧の導管であつて、建物にガスを供給するもの（次の各号に掲げるものを除く。）は、適切な方法により設置された適切な自動ガス遮断装置又は適切なガス漏れ警報器の検知区域（当該自動ガス遮断装置又はガス漏れ警報器がガス漏れを検知できる区域をいふ。以下同じ。）において、当該建物の外壁を貫通するよう、かつ、当該建物内において溶接以外の接合を行う場合にあつては、検知区域において接合するように設置しなければならない。

一 工場廃棄物処理場、浄水場、下水処理場

二 ガスが滞留するおそれがない場所に設置されるるもの

（危険標識）

第五十二条の二 特定ガス発生設備により発生させたガスを供給するための導管を地盤面上に設置する場合においてその周辺に危害を及ぼすおそれのあるときは、その見やすい箇所に当該導管により供給するガスの種類、当該導管に異常を認めたときの連絡先その他必要な事項を明瞭に記載した危険標識を設けること。

（共同溝内の施設）

第五十三条 導管を共同溝に設置する場合は、ガス漏れにより当該共同溝及び当該共同溝に設置された他の物件の構造又は管理に支障を及ぼすことのないよう導管に適切な措置を講じ、かつ、適切な措置が講じられた共同溝内に設置しなければならない。

（防護の基準）

第五十四条 ガス事業者の掘削により周囲が露出することとなつた導管は、次の各号に適合することのないよう導管に適切な措置を講じ、かつ、適切な措置が講じられた共同溝内に設置しなければならない。

二 露出ししている部分の両端は、地くずれのおそれがない地中に支持されていること。

二 露出ししている部分が別表で定める長さを超える場合及び露出している部分に水取り器ガス遮断装置、整圧器若しくは不純物を除去する装置又は溶接以外の方法による二以上の接合部（これらの接合部のすべてが一の管継手により接合されているものを除く。）がある場合にあっては、告示で定める基準に適合するようつり防護又は受け防護の措置を講ずること。

三 露出ししている部分がガスの供給の用に供されている場合にあっては、当該部分についてて、次に掲げる措置を講ずること。

イ 印ろう型接合による接合部には、漏えいを防止する適切な措置を講ずること。

ロ 直管以外の管の接合部であって、溶接、法兰ジ接合、融着若しくはねじ接合（以下「特定接合」という。）又は告示で定める規格に適合する接合以外の方法によって接合されているものには、拔出しを防止する適切な措置を講ずること。

ハ 曲り角度が三十度を超える曲管部、分岐部又は管端部には、告示で定める基準に適合するよう導管を固定する措置を講ずること。

トただし、露出している部分におけるすべての接合部が特定接合又は告示で定める規格に適合する接合によつて接合されている場合は、この限りでない。

四 露出ししている部分の長さが五十メートルを超える場合にあっては、当該部分についてて、次に掲げるところにより、温度の変化による導管の伸縮を吸収し、又は分散する措置を講ずること。ただし、すべての接合部が特定接合によつて接合されている場合は、この限りでない。

イ 接合部を有する場合にあっては、告示で定める基準に適合するよう導管を固定する措置を講ずること。

ロ 接合部が連続して特定接合によつて接合されている導管の長さが百メートル以上の場合及びその長さが五十メートル以上百メートル未満であつて、その一端が地中に支持されている場合には、当該導管に伸縮を吸収する措置を講ずること。

五 導管（最高使用圧力が低圧の導管であつて、内径が百ミリメートル未満のものを除く）

く)であつて、露出している部分の長さが百メートル以上であり、かつ、当該部分がガスの供給の用に供されているものについては、危急の場合に当該部分に流入するガスを速やかに遮断することができる適切な措置を講ずること。

(ガス事業者以外の者の掘削により露出することととなつた導管に対する措置)

第五十五条 ガス事業者以外の者の掘削により周囲が露出することとなつた導管は、前条第三号イ及びロ、第四号ロ並びに第五号に適合するものでなければならない。

第六章 整圧器

(高圧整圧器の保安措置)

第五十六条 最高使用圧力が高圧の整圧器には、ガスの漏えいによる火災等の発生を防止するための適切な措置を講じなければならない。

(ガス遮断装置等)

第五十七条 整圧器は、次の各号に適合するものでなければならぬ。

一 入口には、ガス遮断装置を設けること。

二 入口には、不純物を除去する装置を設けること。ただし、一の使用者にガスを供給するためのものにあつては、この限りでない。

三 一の使用者にガスを供給するためのものには、ガスの圧力が異常に上昇することを防止する装置を設けること。

(浸水防止措置等)

第五十八条 浸水のおそれのある地下に設置する整圧器には、浸水を防止するための措置を講じなければならない。

2 ガス中の水分の凍結により整圧機能を損なうおそれのある整圧器には、凍結を防止するための措置を講じなければならない。

3 整圧器の制御用配管、補助整圧器その他の附属設備は、地震に対し耐えるよう支持されていなければならぬ。

第五十九条 削除
(昇圧限界)
第六十条 昇圧供給装置の圧縮できるガスの量は、標準状態において毎時十八・五立方メートル未満でなければならない。(安全措置等)

第六十一条 昇圧供給装置には、適切な過充てん防止措置を設けなければならない。

2 昇圧供給装置には、当該装置の運転異常又は当該装置の取扱いにより障害を生じないよう、適切な措置を講じなければならない。

3 昇圧供給装置には、内部が容易に変更できまいよう、適切な措置を講じなければならない。

(設置場所等)

第六十二条

(昇圧供給装置)

第一号の壁面がない建造物内その他のガスの滞留するおそれのない建造物内を含む。以下この条において同じ。に設置し、屋外で充てんしなければならない。ただし、十分な能力を備えた換気設備を有する屋外以外の場所において適切なガス漏れ警報器が適切な方法により設けられている場合は、この限りでない。

2 昇圧供給装置は、容易に移動し又は転倒しないよう地盤又は建物に固定しなければならない。

(点検)

第六十三条 昇圧供給装置は、設置の日以後十四月に一回以上適切な点検を行い、装置の異常が認められなかつたものでなければ使用してはならない。ただし、経済産業大臣(昇圧供給装置の設置の場所が一の産業保安監督部の管轄区域ののみにある場合は、当該昇圧供給装置の設置の場所を所管する産業保安監督部長。)の承認を受けた場合は、この限りでない。

第八章 雜則

(ガス工作物に係る保安に支障のおそれがないと認められる場合の特例)

第六十四条 経済産業大臣がガス事業者による保安の確保の方策がそのガス工作物に係る保安に支障のおそれがないものであると認める場合における当該ガス工作物が適合するよう維持しなければならない技術上の基準は、第十七条、第二十二条、第三十五条第一項、第三十八条、第四十六条、第五十二条、第五十四条及び五十五条の規定にかかるわらず、その認めたものをもつてこれらの規定に規定する基準に代えるものとする。

(施行期日)

1 この省令は、平成十二年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の際現に設置され、又は設置若しくは変更の工事に着手したガス工作物については、第四十四条第二項、第五十一条、第五十九条及び第六十三条の規定を除き、なお從前の例による。

3 通商産業省関係の基準・認証制度等の整理及び合理化に関する法律(平成十一年法律第二百二十二条)の規定による。

十一号。以下「整理合理化法」という。附則第五十三条の規定によりなお従前の例によることとされた整理合理化法第十一条の規定による改正前のガス事業法(以下「旧ガス事業法」という)第二十七条の二第一項又は第二項(旧ガス事業法第三十七条の十において準用する場合を含む。次項において同じ。)の認可の申請に係る認可又は不認可の処分並びに整理合理化法附則第五十五条の規定によりなお従前の例によることとされた旧ガス事業法第二十七条の三第一項(旧ガス事業法第三十七条の十において准用する場合を含む。)の規定によりなお従前の例によることとされた旧ガス事業法第三十八条の規定により准用する場合を含む。)の規定による届出について整理合理化法第十一条の規定の施行前にされたもの及び当該届出に係る工事の計画の変更の届出並びにこれら届出に係る工事の計画を変更し、又は廃止すべき旨の命令については、前項の規定にかかるわらず、なお従前の例によることとされた旧ガス事業法第二十七条の二第一項又は第二項の認可を受けている者(整理合理化法附則第五十三条の十において准用する場合を含む。)の規定による検査及びこの省令の施行の際現に旧ガス事業法第二十七条の二第一項又は第二項の認可を受けている者(整理合理化法附則第五十三条の十において准用する場合を含む。)の規定による検査及びこの省令を受けた者を含む。)に係る整理合理化法第十一条の規定による改正後のガス事業法(以下「新ガス事業法」という)第三十六条の二の二第一項(新ガス事業法第三十七条の七第一項及び第三十七条の十において准用する場合を含む。)の規定による検査については、第二項の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

第二条 この省令の施行の際現に設置されている導管及びこの省令の施行前にガスを供給する事業を行つている者の当該事業の用に供している導管(鉱山保安法(昭和二十四年法律第七十号)、高圧ガス保安法(昭和二十六年法律第二百四号)又は電気事業法(昭和三十九年法律第二百七十号))の適用を受けているものに限る。)

であつて、電気事業法及びガス事業法の一部を改正する等の法律(平成十五年法律第九十二号)附則第十三条第二項の規定による届出の際に設置されている導管については、この省令による改正後のガス工作物の技術上の基準を定める省令第四十八条第三項の規定は、この省令の施行の日から三年間は適用しない。

附則 (平成一七年三月一一日経済産業省令第二一号)

この省令は、平成十七年四月一日から施行する。

附則 (平成一七年五月三一日経済産業省令第六二号)

この省令は、大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行の日(平成十七年六月一日)から施行する。

附則 (平成一九年六月二九日経済産業省令第四七号)

この省令は、平成十九年七月一日から施行する。

附則 (平成一九年三月二八日経済産業省令第一五号)抄

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成一九年三月三〇日経済産業省令第二〇八号)

この省令は、平成十三年一月六日から施行する。

附則 (平成一六年三月二五日経済産業省令第三五号)

この省令は、平成十二年三月一日から施行する。

附則 (平成一二年九月二九日通商産業省令第二九二号)

この省令は、平成十三年一月六日から施行する。

附則 (平成一六年四月一日経済産業省令第三七号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成二〇〇〇年三月三〇日経済産業省令第八号)

この省令は、大気汚染防止法の一部を改正する等の法律(以下「改正法」という)附則第一项第五号に掲げる規定の施行の日(平成二十九年四月一日)から施行する。

附則 (平成二〇〇〇年四月一日経済産業省令第三七号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和二年六月二六日経済産業省
令第六〇号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和六年四月二六日経済産業省
令第三五号）
この省令は、公布の日の翌日から施行する。

別表（第五十四条関係）		露出している部分両端部の状況		の状況	
その他のもの	鋼管であつて、接合部がないもの又は接合部の接合の方法が溶接である	六・〇メートル	堅固な地中に両端が支持されて合	その他の場	
五・〇メートル	二・五メートル	三・〇メートル	いる場合		